求職者等に対するハラスメント対応方針

全日本火災共済協同組合連合会

１．基本方針

本会は、共済の「相互信頼」、「相互扶助」の基本理念に基づき、本会事業の影響を受けるすべての方々の基本的な人権を尊重し、心身の健康や安全を確保することは本会の重要な責務であると考えています。

本会は、あらゆる求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境を整備し、公平で公正な採用活動を行うことを目的とし、「求職者等に対するハラスメント対応方針」を策定いたします。

２．本会における「求職者等に対するハラスメント」の定義

求職者等に対するハラスメントとは、役職員による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるもの（セクシャルハラスメント)、求職者等に対するパワーハラスメントに類する行為、求職者等に対する妊娠・出産等に関するハラスメントに類する行為、求職者等に対する育児休業等に関するハラスメントに類する行為をいいます。

３．求職活動等における禁止行為

本会は、求職者等の求職活動等が阻害される一切の行為を禁止します。

〈禁止行為の例〉

・面会等における性的な事実関係、交際状況、結婚・出産等に関する不必要な質問
・食事や個別面談を装った不適切な接触の誘導
・ＳＮＳ等を通じた私的で不適切な連絡
・採用における優越的な関係を背景とした不当に圧力をかける言動
・性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動

４．相談窓口の設置

求職者等が不快な言動等を受けた場合に、安心して相談できるよう、以下のとおり専用の相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

また、相談内容の秘密を厳守し、相談を理由として不利益な取扱いを行いません。

求職者等に対するハラスメント相談窓口
メールアドレス　soudan@nikkaren.or.jp

都道府県労働局への相談窓口

５．役職員への指導

本会は、求職活動等に関わる役職員に対し、本方針の徹底を行い、求職者等に対するハラスメント防止の徹底に努めます。